			ſ	東用!	時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
区	分						(9:00~12:00)		(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
				2	準	備	22,540	40,033	56,007	114,660
		平日	∃	本	番 1	1階席	22,540	40,040	56,000	114,730
	入場料を			4	# 2	全席	32,200	57,190	80,010	163,800
	徴収しない場合	+. [_	77	準	備	33,810	53,606	69,580	147,490
		土・E 休 E		本	番 1	1階席	33,810	53,620	69,650	147,490
		P/N F	_	4	T	全席	48,300	76,580	99,400	210,700
	入場料が 3,000円 以下の場合			3	準	備	22,540	40,033	56,007	114,660
		平日	⊟	本	番 1	1階席	24,780	43,960	61,530	126,140
				4	- 2	全 席	35,420	62,860	87,990	180,250
		+.0	日日	2		備	33,810	53,606	69,580	147,490
				本	番 1	1階席	37,240	58,940	76,510	162,190
		P/N F		4	- 2	全席	53,130	84,210	109,340	231,770
-	入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合			3		備	22,540	40,033	56,007	114,660
入		平日	日	本	番 1	∥階席	29,330	52,010	72,800	149,100
場料					- 2	全 席	41,860	74,270	103,950	213,010
		土・日	_]	3.		備	33,810	53,606	69,580	147,490
]	本	\sim	1階席	43,890	69,720	90,510	191,730
		PIV P			=	全席	62,790	99,610	129,220	273,910
を				2		備	22,540	40,033	56,007	114,660
孙	入場料が	平	日	本	番 1	1階席	38,290	68,040	95,200	194,950
徴	5,001円以上			4	= -	全 席	54,740	97,230	136,010	278,530
収	7,000円	土・日	_	32	準	備	33,810	53,606	69,580	147,490
- 1~	以下の場合		日	本	番 1	1階席	57,540	91,140	118,370	250,670
す		P/N F		4	- 2	全席	82,180	130,270	169,050	358,120
_				72	準(備	22,540	40,033	56,007	114,660
る	入場料が	平日	日	本	番 1	∥階席	45,080	80,080	111,930	229,320
場	7,001円以上			4	- 2	全 席	64,400	114,310	159,950	327,600
合	9,000円 以下の場合	土・日	_	2		備	33,810	53,606	69,580	147,490
			日日	本	番 1	1階席	67,620	107,310	139,160	294,910
		P1' F	•		- 2	全 席	96,600	153,230	198,870	421,330
	入場料が 9,001円 以上の場合			3		備	22,540	40,033	56,007	114,660
		平日	日	本	- ←	∥階席	56,350	100,100	140,070	286,720
					=	全席	80,500	142,940	199,990	409,570
		土・日	_	32		備	33,810	53,606	69,580	147,490
			日	本	44	1階席	84,630	134,050	174,020	368,690
			•	Τ`	#\ <u>{</u>	全席	120,820	191,520	248,640	526,680
	第 1	楽		坖			2,400	3,690	3,690	9,410
	第 2	楽		屋			2,400	3,690	3,690	9,410
楽	第 3	楽		屋			2,400	3,690	3,690	9,410
_	第 4	楽	J	屋			2,920	4,530	4,530	11,100
屋	リハー	サノ		室			3,790	5,740	5,740	13,400
	第 1	浴		室			1,780	1,780	1,780	3,570
	第 2	浴	3	室			1,780	1,780	1,780	3,570

⁽注)1「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額を もって入場料とします。

^{2 「}休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

⁴ あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に

相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。

⁶ 使用予定日が使用申込日から3か月以内の場合は、施設使用料の70%に相当する額とします(楽屋を除く)。

^{7 1}回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。